

木造住宅 無料耐震相談会

市では、木造住宅の耐震化を推進するため、耐震相談会を開催します。この機会に自宅の耐震性について考えてみませんか。

◆日時・会場 各回13時～17時、1組50分程度

	開催日	会場	予約受付期間
第4回	9月27日⑩	市役所8階801会議室	～9月18日⑤
第5回	10月28日⑫		～10月21日⑫

◆対象 昭和56年5月31日以前に建築された木造2階以下の一戸建ての住宅の所有者・居住者

◆定員 各回4組程度（申込順）

◆申込方法 予約受付期間内に電話または申込フォームにて事前予約
（電話は土日、休日を除く9時～16時30分）

※申込状況により、急遽中止・変更となる場合があります。



▲申込フォーム

申込み・問合せ 建築課（8階） ☎ (20)1588 FAX (20)1606

住まいの耐震化やブロック塀改善などの費用を補助します

木造住宅の耐震診断費・耐震改修工事費の補助金

木造住宅の耐震化を促進するために、木造住宅の耐震診断費、耐震改修工事費の一部を補助します。

◆対象者 市内にある木造2階以下の一戸建ての住宅（店舗等の用途として使用する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む）で、昭和56年5月31日以前に建築されたものを所有している方

◆受付期間 ～12月28日⑩（土日・祝日を除く） ※いずれも契約の前に申し込みください。

補助制度	居住要件	補助金額	対象件数 (予算の範囲内)	備考
耐震診断費	なし	上限12万円	3件	—
耐震改修費	あり	上限135万円 ※耐震設計、改修、工事監理の 合計額の80%で最大115万円 ※耐震改修工事と同時に行う リフォーム工事で最大20万円	1件	対象住宅のうち、 耐震診断の結果、 倒壊する可能性がある と判定された ものに限り
旧耐震木造住宅解体費	なし	上限20万円	1件	

危険ブロック塀等改善補助金

危険ブロック塀等の通行人への安全性を高めるため、避難路に面する危険ブロック塀等の撤去およびブロック塀等の撤去と同時に行う新設工事費の一部を補助します。

◆対象者 対象の塀を所有または管理している方

◆対象の塀 避難路に面した高さ1.2mを超える危険なブロック塀等

◆対象工事 対象の塀の撤去工事および撤去と同時に行う新設工事（その他条件あり）

◆補助金額 上限12万円（撤去工事4万円、撤去と同時に行う新設工事4万円）
※撤去工事は要件により4万円加算あり

◆対象件数 2件（予算の範囲内） ※7月15日現在

申込み・問合せ 建築課（8階） ☎ (20)1588 FAX (20)1606